

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、調剤薬局事業及びコスメ&ドラッグストア事業を主として展開しており、いずれも人々の健康を担う性質上コンプライアンスを最重視した健全かつ透明な事業活動を継続することが、不可欠と認識しております。

これらを実現する体制として、当社は、監査役制度を採用しており、経営上重要な意思決定及び業務執行のほか、経営全般に対する監督機能を発揮しております。

また、社長直轄の内部監査室は、実地監査を通じて関係法令及び社内諸規則・ルールの遵守を徹底しております。

上記のほか、企業倫理及び法令遵守体制を経営陣はもとより全社員に広く浸透、定着させるための、全取締役、監査役及び顧問弁護士によるコンプライアンス委員会や、CSR・ESG活動の更なる強化を図っていくための、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、各原則についてすべてを実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社が行う事業に関連する業務提携、取引の維持・強化等の相乗効果が期待される銘柄、地域社会との関係維持に必要な銘柄を対象に保有しております。

なお、政策保有株式の総額は、連結貸借対照表計上額の総資産の5%以下を維持する範囲内での保有を基本とし、超えた場合は、速やかに売却等の検討を行うことを基本的な方針としております。

また、取締役会にて、その株式の政策保有についての保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、他に有効な資金活用はないかを検証した上で保有の継続または売却等による縮減を判断することとしてまいります。

政策保有株式に係る議決権行使については、画一的に賛否を判断せず、投資先との対話を重視し、将来にわたる企業価値向上、株主還元向上などの観点から、議案ごとに検討し判断しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役との間で取引を行う場合は、取締役会の承認を要する旨を取締役会規則に定めております。また、当社グループ役員による利益相反取引を把握すべく、当社グループ役員及びその関係者と当社グループとの間の取引の有無と内容を定期的に役員各々に確認しております。

#### 【補充原則2-4-1 中途人材の登用等における多様性の確保】

当社は、性別や年齢、国籍、経歴等にかかわらず、多様なキャリア形成のための体制や評価制度等、さまざまな取り組みや制度の整備を積極的に行っています。

今後も制度や働く環境の整備の拡充を図るとともに、管理職候補の従業員を幅広く選定し、新たな業務や部門へのチャレンジを通して、キャリア形成を支援していきます。

女性管理職者の登用については、企業文化の変革を加速させることであり、2023年4月時点の取締役の女性比率25.0%、管理職の女性比率35.9%を、2025年度までに取締役の女性比率を1/3以上、管理職の女性比率を40%を目標としています。なお、2023年11月時点では、取締役の女性比率は36.4%となっております。

外国人の登用については、当社の事業のほとんどが国内中心に行われており、測定可能な目標は設定しておりません。

また、中途採用の管理職についても、当社の必要となる新しい技術・スキルは外部環境などにより変動するため、測定可能な目標は設定しておりません。

実施状況については当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/social/employees/diversity.html> (ダイバーシティ&インクルージョン)

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、年金資産の運用に関して人事部が担当し、財務会計の高度な専門知識を持った経理部員と連携しながら年金資産の運用の適正化を図り、年金運営全般の健全性を確認しております。また、担当職員は年金資産に関連した各種セミナーに参加することで資質の向上を図っております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところや中長期的な経営戦略を、当社ホームページ及び決算説明会資料に掲載しております。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/about/principle.html> (アイングループの想い)

<https://www.ainj.co.jp/corporate/ir/library/financial/> (決算説明会資料)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書I-1. 基本的な考え方に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続

報酬は、月額報酬、賞与及び非金銭報酬により構成される報酬体系としております。賞与は各期の連結営業利益及びROE並びに各期の環境課題・社会課題への貢献など直接財務的価値に現れない価値、配当、従業員の賞与とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、決定しております。

当社は、取締役の報酬決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等に関する事項は、上記方針に基づき、上記の委任を受けた代表取締役社長が、当該決定の内容に従って個人別報酬を決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、ならびに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選解任・指名しております。

また、取締役選解任に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置しており、取締役の選解任に際しては、指名・報酬等諮問委員会の審議を経ることとしております。

監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。

上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

役員を選解任や役員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を株主招集通知等で開示しています。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取り組み等】

当社における経営課題を整理した上で、マテリアリティを特定し、サステナビリティ、TCFD提言に基づく情報について当社ウェブサイトに開示しております。また、人的資本等についても、経営戦略とあわせて開示しております。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/about/materiality.html>(マテリアリティ(重要課題)と価値創造ストーリー)

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/>(サステナビリティ)

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/environment/climate-change.html>(気候変動課題への対応(TCFD))

<https://www.ainj.co.jp/corporate/ir/stockholder/#profile>(個人投資家の皆さまへ)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務】

取締役会は、「取締役会規則」その他の社内規定を整備し、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

重要な業務執行以外については、その取引の規模や性質などに鑑み、社内規定に定めたとうえで、経営陣に権限を付与しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、独立社外取締役候補者の選任に当たり、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。

社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき判断しております。当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」は以下のとおりです。

当社の社外取締役または社外監査役(以下、社外役員)が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当該社外役員は当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社または当社の連結子会社(以下、当社グループ)の業務執行者でないこと。

2. 現在または過去5年間に於いて、以下(1)~(9)のいずれにも該当しないこと。

(1) 当社の総議決権の10%以上の株式を直接もしくは間接的に有する者またはその業務執行者

(2) 当社グループが総議決権の10%以上の株式を直接もしくは間接的に有する者またはその業務執行者

(3) 当社グループを主要な取引先とする者(当社グループへの売上高がその者の年間連結売上高の2%以上である者をいう)またはその業務執行者

(4) 当社グループの主要な取引先(その者への売上高が当社グループの年間連結売上高の2%以上である者をいう)またはその業務執行者

(5) 当社グループから役員報酬以外に、その者の年間連結売上高(年間連結売上収益)の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)

(6) 当社グループから、当該団体の年間総費用の30%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える寄付または助成を受けている者またはその業務執行者

(7) 当社グループの主要な借入先(当社グループの連結資産合計の2%以上の額を当社に融資している者)またはその業務執行者

(8) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

(9) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の業務執行者

3. 当社グループの業務執行者及び上記2.に掲げる者が重要な者(社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、執行役員及び部長級以上の使用人をいう)である場合、その配偶者または二親等内の親族でないこと。

【原則4-10-1 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】

当社は、取締役の選解任、役員報酬の決定に際する手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、任意の機関である指名・報酬等諮問委員会を設置し、後継者計画、役員報酬制度などについて審議しております。指名・報酬等諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とすることで、独立性を確保し、的確な助言・提言を頂ける体制をとっております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

なお、社外取締役を含め取締役11名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

方針・手続については、「原則3 - 1(4)」に記載しております。

また、各取締役のスキルマトリックスは、定時株主総会招集通知及び当社ウェブサイトに開示しております。

<https://www.ainj.co.jp/corporate/ir/library/general-meeting.html>(株主総会)

<https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/governance/corporate-governance.html>(コーポレート・ガバナンス スキルマトリックス)

【補充原則4 - 11 - 2 役員の上場会社との兼職状況】

事業報告(定時株主総会招集通知)「会社役員状況」及び有価証券報告書「役員状況」において、各取締役・監査役の上場会社を含む重

要な兼職を開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の全体の実効性の確保】

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、年に1回、5段階評価(5:できている、4:概ねできている、3:普通、2:ややできていない、1:できていない)、17項目の質問票により、各取締役による自己評価を実施するとともに、同質問票による全監査役からの評価もあわせて実施しております。2023年4月期の評価については、質問票の各項目で、社内取締役、社外取締役、全監査役ともに「3:普通」以上の評価点となっており、当社取締役会において、実効性は概ね確保できていると分析・評価しております。しかしながら、業界環境等の周辺情報に加え、経営戦略、事業価値向上のための現場での取り組みについての説明等さらなる議論の充実が期待されていることを課題として認識しております。

【補充原則4 - 14 - 2 役員に対する研修方針】

取締役及び監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし、当社の事業、財務、組織等を熟知した人物を選任するとともに、継続的に研修の機会を設けております。

取締役については、会社法及び時々の情勢に適した内容で社内外講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、法的知識の習得及び取締役の役割と責任の理解促進に努めております。

監査役については、社内外の講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、必要知識の習得及び役割と責任の理解促進に努めております。

なお、それらの費用については、当社にて負担することになっております。

【原則5 - 1 株主との対話】

株主・投資家の皆様との対話については、IR担当役員及び経営企画室が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を実施しております。対話をサポートする社内の関連部署は、建設的な対話の実現に向け、対話の機会のプランニングや必要な情報の共有など、連携を取りながら対応できる体制を整えております。

対話の手段として、代表取締役及び関係する役員が説明を行う投資家向け決算説明会の実施に加え、個人投資家向け説明会に参加しております。そのような機会を通じて得た、株主・投資家の皆様からの意見・要望などを基に、対話の機会のさらなる充実を図ってまいります。

対話において把握した皆様の意見・要望などについては、必要に応じ経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を行っております。

決算発表前の期間は、サイレント期間として株主・投資家の皆様との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図っております。また、社内にインサイダー情報が発生する際には、当該インサイダー情報の管理を行い、情報管理の徹底を図っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

当社は現段階において中期経営計画を策定しておりません。

長期的な目標水準としては、資本コストを株主資本コスト及びWACCを用いて的確に把握するとともに、目標達成に向けたファーマシー、リテール両事業の収益性及び設備、人材投資について、定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう努めております。

【株主との対話の実施状況等】

当社では、IR担当役員及び経営企画室が、経理部、人事部、総務部、財務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っております。

アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、代表取締役及びIR担当役員が説明を行うとともに、経営企画室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けております。加えて、海外投資家の需要と海外情勢を鑑み、海外IRの実施を適宜検討しております。

なお、決算発表前の期間は、サイレント期間として株主・投資家の皆様との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,411,200	9.71
大谷 喜一	3,238,909	9.22
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,750,000	7.83
株式会社北洋銀行	1,743,700	4.96
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口	1,594,500	4.54
株式会社北海道銀行	1,472,000	4.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,257,200	3.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,168,136	3.33
JP MORGAN CHASE BANK 385151	978,500	2.79
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	713,187	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明

- 上記大株主の状況は、2023年4月30日現在のものです。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式数であります。
- みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅株式会社が退職給付信託として拠出したものです。
- 2023年6月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドが2023年6月12日現在で4,451千株(株式保有割合12.57%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、札幌 既存市場
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社子会社に対しては、取締役、監査役を派遣し取締役会等を通じて経営上の意思決定に関与しております。また、当社の内部監査室、監査役及び会計監査人による実地監査を通じて、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
遠藤典子	他の会社の出身者												
伊藤順朗	他の会社の出身者												
山添茂	他の会社の出身者												
栗山英樹	学者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤典子		同氏は、2018年5月まで、当社と顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は年額1,000万円以下と僅少なものであることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、経済誌編集者として小売・流通業を含めた多数の分野を担当し、その取材活動を通して多くの知見を有しております。また、エネルギー政策に関する公共政策研究を行う等、エネルギー・環境問題に造詣があり、幅広い知識を有しております。加えて、他の上場企業における社外取締役としての経験から企業経営に関する深い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
伊藤順朗		当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」(下記「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」参照)に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手小売業の代表取締役として、経営者としての豊富な知見を有するとともに、同社の最高サステナビリティ責任者として、バリューチェーン全体でのサステナビリティを推進する等、ESG(環境・社会・ガバナンス)及びサステナビリティに関する深い知見を有しております。また、リスクマネジメント、会計・ファイナンス、ソーシャルマーケティング等についても幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山添茂		当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」(下記「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」参照)に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手商社の取締役としての経験から、経営者としての豊富な知見を有しております。また、同社の電力・プラントグループCEOとして培った卓越した専門知識を有するとともに、海外事業の経営に関する造詣も深く、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
栗山英樹		該当なし	同氏は、プロ野球球団及び野球日本代表の監督並びに大学の経営学部で教授を務める等、組織におけるガバナンスや人材育成に関する幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬等諮問委 員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬等諮問委 員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

指名・報酬等諮問委員会は、取締役会の決議によって委員を選任し、その半数以上は独立社外取締役により構成することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査毎に意見交換を行い、法令、定款及び会計面に係る監査役監査の精度の向上に努めております。また、会計監査人と監査役は当社子会社に対する監査結果について意見交換するなど、相互の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
居林彬	他の会社の出身者													
村松修	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
居林彬		同氏は、2009年6月まで、当社の主要取引銀行である株式会社北海道銀行の監査役でありましたが、同行退行からすでに10年超が経過していることから、当社に対し充分な独立性を有していると判断しております。	同氏は、金融機関の取締役及び監査役としての経験から、財務・金融に関する専門的知見を豊富に有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
村松修		当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」(下記「[独立役員関係] その他独立役員に関する事項」参照)に基づき、記載を省略しています。	同氏は、大手証券の取締役としての経験から、財務・金融に関する専門的知見を豊富に有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化とその豊富な知識・経験を当社の経営全般に活かしていただくことを期待し、選任いたしました。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

(独立性判断基準)

当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」については、本報告書「[1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】](#)」をご参照下さい。

(株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準)

当社の社外取締役または社外監査役(以下、社外役員)が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当該社外役員の属性情報は株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する。



1. 直近事業年度において、当社グループとの取引額が双方ともに年間連結売上高の1%未満である取引先またはその業務執行者
2. 直近事業年度において、当社グループからの寄付または助成が1,000万円以下である者またはその業務執行者

なお、軽微基準の範囲内である取引及び寄付・助成については該当状況の記載を省略しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬に業績連動報酬を導入しております。詳細は、本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### (基本方針)

当社の取締役の報酬は、役割と責任に応じた固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与及び株主の皆様と同じ目線で持続的な成長を意識づけることを目的とする非金銭報酬により構成する報酬体系としております。ただし、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督する役割・責務に適した報酬体系としております。

#### (月額報酬の決定方針)

月額報酬は役位、職責、在任年数、従業員の賃金とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、決定するものとしております。

#### (賞与の決定方針)

賞与は各期の連結営業利益及びROEならびに各期の環境課題・社会課題への貢献など直接財務的価値に現れない価値、配当、従業員の賞与とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、決定しております。

#### (非金銭報酬の決定方針)

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬(RS)とし、毎年、総額5千万円を限度として、役位、職責により決定した基準額の金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の現物出資により普通株式を割り当てます。なお、譲渡制限付株式報酬として割り当ててる当社の普通株式は年5万株以内としております。

#### (報酬の構成割合)

社外取締役以外の取締役の報酬の構成割合は、事業の特性、事業環境及び他社の動向を勘案し、月額報酬、賞与、非金銭報酬の構成比が概ね70:20:10となるように制度を設計し、社外取締役には、月額報酬のみを支給します。

#### (個人別報酬の内容についての決定方針)

個人別の報酬額については、指名・報酬等諮問委員会で役位別の月額報酬の金額範囲、賞与に関する業績等の評価の内容、役位別の非金銭報酬額に関する原案を作成し、取締役会の決議を経て、その決定内容の範囲で代表取締役社長が具体的内容について委任をうけるものとし

す。指名・報酬等諮問委員会は、取締役の報酬決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外取締役で構成し、取締役の報酬等に関する事項は、上記方針に基づき決定します。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤の取締役又は監査役が担当し、事前の情報通知等の事務局は、総務部が担当しております。  
このほか、業務の内容により、管理部門の職員が必要な事務の補助を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行に係る事項

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を明確に分離するため、執行役員制度を採用しており、取締役会の活性化及び業務執行の機動性向上を図っております。上記のほか、実務面におけるモニタリング機能として、定期的開催される部長以上参加の経営会議において、各部門の業務執行について討議され、事業部間における相互牽制機能を持たせております。

### 2. 監査・監督の機能に係る事項

当社の内部監査室は、本部及び店舗に対して原則年1回以上の業務監査を実施するとともに、子会社に対する監査、子会社の内部監査状況の確認を行っております。

また、内部監査資料の監査役への提出及び監査役との協調による実地監査を通じ、内部監査手法及びその効果について適宜協議及び見直しを行い、会計監査時の会計監査人との監査手法等に関する協議連携により、内部監査の実効性を高めております。

内部監査の状況は経営会議に報告され、各事業部と連携のうえ、個別指導及び再監査によりコンプライアンス向上に努めております。

監査役監査は、上記の活動のほか、会計監査毎に会計監査人との意見交換を行い、法令、定款及び会計面に関する監査役監査の精度向上に努めております。また、会計監査人の子会社に対する監査に同行し、機能強化を図っております。

社外監査役は、常勤監査役とともに、監査方針及び監査計画を策定し、経営に係る重要文書の閲覧、計算書類・参考書類の監査、株主総会の提出議案の監査、取締役の業務執行状況の確認を実施し、監査役会での討議を通じて、取締役及び取締役会に助言、提言、勧告を行っております。

経営監督機能においては、積極的な事業の拡大政策を進める上で、常時迅速な意思決定が求められる状況にありますが、定期的に取り締り及び常勤監査役が出席する経営会議を実施し、取締役会においては、社外取締役が多角的な見地と適切な助言をもって経営に参画し、重要な意思決定に際しての取締役相互の経営監視が機能するよう努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社の重要な意思決定機関である取締役会は11名で構成されており、社外取締役は、会社の重要な意思決定に際し、多角的な立場から適切な助言をもって経営に参画しております。

現在当社では、社外取締役は4名となっており、内部統制及び内部監査担当責任者を内部監査室長としております。内部監査・内部統制担当責任者は、取締役に準ずる立場において、監査役会と連携するとともに、必要に応じ、取締役会へ出席して内部監査・内部統制に関する報告を行う等により、実質的に株主・投資者等からの信頼を確保する体制を維持しております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を明確に分離するため、執行役員制度を採用しており、取締役会の活性化及び業務執行の機動性向上を図っております。

上記のほか、実務面におけるモニタリング機能として、定期的開催される部長以上参加の経営会議において、各部門の業務執行について討議され、事業部間における相互牽制機能を持たせております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の日の3週間前に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算会社であり、株主総会は7月下旬の開催として他社株主総会と重ならないような日程を組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手段として、議決権行使ウェブサイト及びスマートフォンを使用したスマート行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年7月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトにて英文招集通知(狭義、参考書類)を開示しております。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて常時掲示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、決算及び中間決算毎に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料等を掲載するほか、直前のアナリスト・機関投資家向け説明会の動画を当社ウェブサイトにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が、IRに関する業務を担当しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アイングループ財務報告基本方針」において、投資者の判断に資するべき情報を適時に開示し、情報開示の透明性及び公正性を確保することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境保護行動指針を定め、様々な取り組みを行っており、当社ウェブサイトにて開示しております。 <a href="https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/environment/protection.html">https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/environment/protection.html</a> (環境保護・負荷低減) 医薬分野の研究開発に貢献するため、国立大学に対する寄附講座の設置、共同研究等を行なう等、従来よりCSR活動に積極的に取り組んでおります。取り組み等については、当社ウェブサイトにて開示しております。 <a href="https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/social/industry-development.html">https://www.ainj.co.jp/corporate/sustainability/social/industry-development.html</a> (保険薬局の発展)
その他	<人材の多様性に関する考え方> 【補充原則2-4-1 中途人材の登用等における多様性の確保】をご参照ください。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について次のとおり定めるものとする。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
  - (2) 当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
  - (3) 当社グループの役員及び従業員(以下、「役職員」という。)は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努める。
  - (4) 当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行う。
  - (5) 当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備する。
  - (6) 当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
  - (7) 監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築及び運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査する。
  - (8) 内部監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
  - (9) 当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関係をもたない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、全社のリスクを統括する部署としてリスクマネジメント室を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理する。
- (3) 当社グループのリスク管理の運用状況は、内部監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行う。
- (4) 当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画(BCP)」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。なお、その運営状況は、内部監査室及び監査役会が点検を行う。
- (2) 当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定める。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項(発生事実を含む)等について、当社への定期的な報告を義務づける。
- (2) 当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命する。

### 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当社は、前項の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求める。
- (2) 当社は、「監査役監査基準」において、監査役を補助すべき使用人に対する指揮命令権に関して明記する。

### 8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ・取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する。
  - ・内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する。
  - ・取締役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または使用人に報告を求める。
- (2) 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
  - ・当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する。
  - ・内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する。
  - ・内部通報制度の担当部署であるリスクマネジメント室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。

### 9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

### 10. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、監査役職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担する。
- (3) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上する。

### 11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範となる「アイングループ行動指針」において、社会常識と正義感を持ち、反社会的勢力及びこれに類する組織とは、一切の関係をもちたい旨を全従業員に対して宣言するとともに、「反社会的勢力対策規程」による実務的予防対策、暴力追放運動推進センター開催の不当要求防止責任者講習の受講、警察当局、顧問弁護士との緊密な連携により情報収集及び安全確保を図り、総務部が主体となり、組織的に反社会的勢力との関与遮断に対し取り組んでおります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社においては、会社情報の適時開示にあたり、情報開示担当役員である業務サポート管掌代表取締役専務の統括のもと、業務サポート本部と経営企画室が連携し適時開示をしております。

(1) 各担当部門長は、重要情報に該当するおそれのある情報及び事実について、速やかに業務サポート本部長に報告を行い、業務サポート本部長は、当社の重要事実の発生又は決定の可能性について検討します。

(2) 業務サポート本部長は、情報開示担当役員と協議のうえ、適時開示規則等に基づき開示の要否を審査し、会社の重要情報及び開示を要する情報又は事実については、経営企画室及び関係部門等とも綿密かつ迅速な情報交換を行ったうえで、開示準備を進めます。

(3) 社長の開示内容に関する妥当性の最終確認及び取締役会等の決議(一部発生事実に関する事項を除く)ののち、経営企画室が適時開示にかかる手続きを行います。

コーポレート・ガバナンス体制

